

給与支払報告書等の提出 及び記載方法について



文京区シンボルマーク

文京区総務部税務課 課税第一・二係

1 給与支払報告書の提出先・提出基準

提出先

- 従業員が令和8年1月1日現在居住している区市町村
(原則は住民登録地です。)

提出基準

- 令和7年1月から12月の間に支払をした給与がある従業員
(退職者で支払金額30万円以下の場合、提出義務はありませんが、
住民税を正しく算出するため、できる限りご提出いただきますよう、
ご協力をお願いいたします。)

提出期限は、
令和8年2月2日です。
お早めのご提出をお願いいたします。



2 主な改正事項

(1) 基礎控除の見直し

- 住民税に基礎控除額の変更はございません。
- 年末調整時には国税庁HP「令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について」(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/2025kiso/index.htm>)をご確認ください。

(2) 給与所得控除の見直し

- 最低保障額 55万円 → 65万円へ引き上げられます。
- 給与の収入金額190万円超の場合の給与所得控除額に改正はございません。

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5,000円以下	65万円	55万円
162万5,000円超 180万円以下		その収入金額×40%－10万円
180万円超 190万円以下		その収入金額×30%＋8万円

2 主な改正事項

(3) 特定親族特別控除の創設

- 所得割の納税義務者が生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族等（その納税義務者の配偶者及び青色事業専従者等を除くものとし、前年の合計所得金額が58万円超、123 万円以下であるものに限る。）で控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合には、その納税義務者の前年の総所得金額等から右のとりの控除額を控除する。

特定親族等の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額)		区分 (特定親族が 居住者)	区分 (特定親族が 非居住者)	控除額
58 万円超 95 万円以下	(123万円超 160万円以下)	10,20,30	11,21,31	45万円
95 万円超 100 万円以下	(160万円超 165万円以下)	40	41	41万円
100 万円超 105 万円以下	(165万円超 170万円以下)	50	51	31万円
105 万円超 110 万円以下	(170万円超 175万円以下)	60	61	21万円
110 万円超 115 万円以下	(175万円超 180万円以下)	70	71	11万円
115 万円超 120 万円以下	(180万円超 155万円以下)	80	81	6万円
120 万円超 123 万円以下	(185万円超 188万円以下)	90	91	3万円

※特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

※58万円超95万以下の場合の区分は、国税庁「令和7年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」P8をご参照ください。

2 主な改正事項

(4) 扶養親族等の所得要件の改正

- 次の表のとおり、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件が改正されました。

扶養親族等の区分	所得要件（収入が給与だけの場合の収入金額）	
	改正後	改正前
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	58万円以下(123万円以下)	48万円以下(103万円以下)
配偶者特別控除の対象となる配偶者	58万円超 133万円以下 (123万円超 201万5,999円以下)	48万円超 133万円以下 (103万円超 201万5,999円以下)

受給者の該当事項	所得要件（収入が給与だけの場合の収入金額）	
	改正後	改正前
勤労学生	85万円以下(150万円以下)	75万円以下(130万円以下)

※所得要件とは、合計所得金額（ひとり親の生計を一にする子については総所得金額等の合計額）の要件をいいます。

※特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

3 給与支払報告書の提出方法

(1) 文京区独自様式の総括表の場合

令和8年度(令和7年分)給与支払報告書(総括表)

文京区長殿 令和8年 月 日提出 2月2日までに提出してください

給与支払者の個人番号又は法人番号 指定番号

郵便番号 〒

給与支払者所在地又は送付先フリガナ

給与支払者の名称(氏名)

代表者の職及び氏名

連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号

氏名 電話番号 ()

給与税理士等の氏名及び電話番号

氏名 電話番号 ()

文京区(への報告)人員

特別徴収(給与引落し) 人

普通徴収切替理由書記載の人数 人

合 計 人

納入書の送付 必要・不要

～普通徴収に該当する受給者がいる場合の注意事項～

①下記、「普通徴収切替理由書」の人数欄を記載してください。

②「個人別明細書」の摘要欄に「普通徴収切替理由書」の符号(普A～F)を記載してください。

③普通徴収仕切り紙(本紙の右側)の下に「個人別明細書(普通徴収分)」を添付してください。

※符号「普F」欄の休職者とは、休職により4月1日現在で給与

給与支払報告書の提出について

平素より、特別区民税・都民税の税務事務にご協力いただき厚くお礼申し上げます。給与支払報告書の作成・提出の際には、下記についてご協力をお願いいたします。

1 令和8年1月1日現在(令和7年中に退職した場合は、退職日現在)、文京区に居住している受給者がいる場合は、この総括表に個人別明細書を添付して提出してください。

2 「給与支払者の個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。)を記載

文京区提出用(総括表兼普通徴収切替理由書)

符号	普通徴収切替理由
普A	総従業員数が2人以下(「普B」から「普F」までに該当する全ての(他市町村)に該当する)
普B	他の事業所で特別徴収(例:乙欄該当)
普C	給与が少なく税額が引けない(例:年10万円未満)
普D	給与の支払が不定期(例:給与の支払が不定期)
普E	事業専従者(個人事業主のみ対象)
普F	退職者、退職予定者(5月末日まで)
合	

総括表1枚、個人別明細書1人につき1枚を、右の図の順番で提出してください。

総括表と理由書が1枚の用紙になっています。総括表右側の普通徴収仕切り紙を、個人別明細書の特別徴収分と普通徴収分の間に挟みこんでください。

文京区独自様式の総括表は、区ホームページへの掲載・税務課窓口での配布を行っています。



(2) 一般の総括表の場合

令和8年度(令和7年分)給与支払報告書(総括表)

令和 年 月 日提出

給与の支払期間 令和 年 月分から 月分まで

給与支払者の個人番号又は法人番号

フリガナ

給与支払者の氏名又は名称

所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業の名称

フリガナ

同上の所在地

給与支払者が法人である場合の代表者の氏名

連絡者の氏名、所属課、係、及び電話番号

氏名 課 係

電話番号

関与税理士等の氏名及び電話番号

氏名

電話番号

普通徴収切替理由書(兼仕切書(紙))

市区町村名 指定番号

事業者名

普C 給与の支払額が100万円以下

普D 給与の支払が不定期(例:給与の支払が毎月ではない)

普E 事業専従者(個人事業主のみ対象)

普F 退職者又は退職予定者(5月末日まで)、及び休職者

第17号様式記載要領

- この給与支払報告書(以下「報告書」という。)は、地方税法(以下「法」という。)第317条の6第1項又は第3項に規定する給与について使用してください。
- 給与の支払をする者で、給与所得について所得税を源泉徴収する義務のあるものは、次により関係市町村に報告書を提出してください。
 - (イ) 1月1日現在において給与の支払を受けている者 1月31日まで
 - (ロ) 給与の支払を受けている者のうち給与の支払を受けなくなった者
- 「指定番号」欄には、提出先の市町村が定める指定番号を記載してください。
- 「給与の支払期間」欄には、「報告人員の合計」欄で計上された給与の支払期間を記載してください。
- 「給与支払者の個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者の個人番号(個人番号)又は法人番号(法人番号)を記載してください。個人番号(個人番号)又は法人番号(法人番号)を記載する場合は、左側に1文字空けて記載してください。
- 「給与支払者が法人である場合の代表者の氏名」欄には、給与支払者が国の機関である場合には、国の機関名を記載してください。
- 「連絡者の氏名、所属課、係及び電話番号」欄には、この課、係名及びその電話番号を記載してください。
- 「関与税理士等の氏名及び電話番号」欄には、税理士等が特定合先となる税理士等の氏名及び電話番号を記載してください。
- 「受給者総人員」欄には、1月1日現在において給与の支払を受けている者の総人員を記載してください。
- 「特別徴収対象者」欄には、提出先の市町村に対して「給与の支払を受ける者で、特別徴収の対象となるものの人員を記載してください」。
- 「普通徴収対象者(退職者)」欄には、提出先の市町村に対して「給与の支払を受ける者で、普通徴収の対象となるもののうち退職者を除く」。
- 「普通徴収対象者(退職者を除く)」欄には、提出先の市町村に対して「給与の支払を受ける者で、普通徴収の対象となるもののうち退職者を除く」。
- 「報告人員の合計」欄には、「特別徴収対象者」欄、「普通徴収対象者(退職者を除く)」欄の人員の合計を記載してください。
- 「給与の支払方法及びその期日」欄には、月給、週給等及び

総括表

個人別明細書

(特別徴収分)

切替理由書

個人別明細書

(切替理由書記載分)

4 給与支払報告書の記載方法

(1) 総括表

※総括表への押印は不要です

令和8年度(令和7年分)給与支払報告書(総括表)

文京区長殿 令和8年 月 日提出 2月2日までに提出してください

給与支払者の 個人番号又は 法人番号													指定番号		
郵便番号	〒												他社分(前職等)を含む 場合は必ず給与支払金 額等を摘要欄にご記載 ください		
給与支払者 所在地 又は送付先													給与支払 の方法 及び期日		
フリガナ													事業種目		
給与支払者の 名称(氏名)													所轄税務署		
代表者の職 及び氏名													受給者総人数	人	
連絡者の氏名、 所属課、係名 及び電話番号	氏名												文京区への報告人員	特別徴収 (給与引き落とし)	人
	電話番号	()												普通徴収 切替理由書 記載の人数	人
関与税理士等 の氏名 及び電話番号	氏名												合 計	人	
	電話番号	()													
～普通徴収に該当する受給者がいる場合の注意事項～ ①下記、「普通徴収切替理由書」の人数欄を記載してください。														納入書の送付	必要・不要

文京区提出用(総括表兼)

特別徴収・普通徴収
の人員数の内訳を必
ず記載してください。

また、記載した人数
と、提出する個人票
の枚数が一致するか
どうかをご確認くだ
さい。

(2) 普通徴収切替理由書

普通徴収切替理由書		
符号	普通徴収該当理由	人数
普A	総従業員数が2人以下 (「普B」～「普F」に該当する全ての(他市区町村分を含む)従業員数を差し引いた人数)	人
普B	他の事業所で特別徴収 (例: 乙欄該当者)	人
普C	給与が少なく税額が引けない (例: 年間の支払額が100万円以下)	人
普D	給与の支払が不定期 (例: 給与の支払が毎月ではない)	人
普E	事業専従者 (個人事業主のみ対象)	人
普F	退職者、退職予定者 (5月末日まで)、休職者	人
合 計		人

総括表に記載した
普通徴収該当人数
を漏れなく記載し
てください。

理由書に記載のあ
る理由以外では、
普通徴収が認めら
れません。

選択した符号を個人別明細書の
摘要欄に記載してください。

(3) 個人別明細書①

個人番号・フリガナ・氏名・生年月日は必ず記載してください。

8

令和8年1月1日
現在の住所を記載
してください。

東京都文京区春日1-16-21

(受給者番号)	
(個人番号)	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 0 1
(役職名)	
(フリガナ)	ブンキョウ タロウ
氏名	文京 太郎

書(個人別明細書)

※											※ 種
※ 区分											(受給者番号)
種	別	支 払 金 額		給与所得控除後の金額 (調整控除後)		所得控除の額の合計額		源 泉 徴 収 税 額			
給与		内	千	円	千	円	千	円	内	千	円
			5,870	000	4,254	400	1,809	185		0	
(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族等の数 (配偶者を除く。)				16歳未満扶養親族の数	障害者の数 (本人を除く。)		非居住者である親族の数		
有	老人	特 定	老 人	そ の 他	特 親						
有	千	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
特定親族特別控除の額	社会保険料等の金額										
	千	円	千								
			832	635							
(摘要)	普A										

普通徴収とする場合、「普通徴収切替理由書」の提出及び個人別明細書の摘要欄に符号の記載が必要です。

(3) 個人別明細書② 配偶者控除の記載

別明細書	(源泉)控除対象配偶者の有無等		配偶者(特別)控除の額		控除対象扶養親族等の数		16歳未満	障害者の数	非居住者である親族の数		
	有	従有	老人	千	円	特 定	人	従人	他	人	
	○			380,000							
特定親族特別控除の額		千		円	社会保険料等の金額		千	円	特別控除の額		
					832,635		千	円	71,550		
							千	円	45,000		
有の欄に「○」の記載をしてください。											
生命保険料の金額の内訳		新生命保険料の金額		円	旧生命保険料の金額		円				
住宅借入金等特別控除の額の内訳		住宅借入金等特別控除適用数			居住開始日(1回)		円				
		住宅借入金等特別控除可能額		円	居住開始年月日(2回目)		円				
					特別控除区分(2回目)		円				
					年末残高(2回目)		円				
(源泉・特別)控除対象配偶者	(フリガナ)	ブンキョウ ハナコ				配偶者の合計所得	86,000	国民年金保険料等の金額	円	旧長期損害保険料の金額	円
	氏名	文京 花子						基礎控除の額	円	所得金額調整控除額	円
	個人番号	098765432109									
(フリガナ)				円	(フリガナ)				5人目以降の控除対象		

「給与所得者の配偶者控除等申告書」により計算した、配偶者控除額を記載してください。

配偶者の氏名、フリガナ、個人番号の記載をしてください。また、その対象となる配偶者の合計所得金額も記載してください。

配偶者特別控除の記載

(源泉)控除対象配偶者の有無等	老人	配偶者(特別)控除の額	特定	控除対象扶養親族等の数	16歳未満	障害者の数	非居住者である親族の数
☒ 有		千円 360,000	人				

「給与所得者の配偶者控除等申告書」により計算した、配偶者特別控除額を記載してください。

5	定親族特別控除の額	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
	千円	円	千円	千円	千円
		832,635	71,550	45,000	

「○」の記載は不要です。

生命保険料の金額の内訳	新生命保険料の金額	旧生命保険料の金額	住宅借入金等特別控除適用数	居住開始年日(1回目)	住宅借入金等特別控除の額の内訳	住宅借入金等特別控除可能額	居住開始年月日(2回目)	住宅借入金等特別控除区分(2回目)	住宅借入金等年末残高(2回目)
	円	円				円			

配偶者の氏名、フリガナ、個人番号を記載してください。また、その対象となる配偶者の合計所得金額も記載してください。

源泉・特別控除対象配偶者	(フリガナ) 氏名	ブンキョウ ハナコ 文京 花子	区分	配偶者の合計所得	国民年金保険料等の金額	旧長期損害保険料の金額
	個人番号	098765432109		960,000	基礎控除の額	所得金額調整控除額

(3) 個人別明細書④ 特定親族特別控除の記載

別明細書

【特親】の左の欄に数を記載してください。

控除額を記載してください。

氏名、フリガナ、個人番号及び区分を必ず記載してください。
※特定親族の合計所得金額及び居住者か非居住者かによって、区分が異なります。記載誤りにご注意ください。

(源泉)控除対象配偶者の有無等		配偶者(特除の)		数		16歳未満扶養親族の数	障害者の数(本人を除く。)		非居住者である親族の数
老人		特親	特親	特親	特親		特	別	その他
		2							1
親族特別控除の額		社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額	
1,260,000		832,635				45,000			
(摘要)									
生命保険料の金額		新生命保険料		旧生命保険料		介護医療保険料		新個人年金保険料	
開始年月		年		月		日		住宅借入金等特別控除区分(1回目)	
開始年月		年		月		日		住宅借入金等特別控除区分(2回目)	
区分		配偶者の合計所得		国民年金保険料等の金額		旧長期損害保険料の金額		所得金額調整控除額	
個人番号		区分		基礎控除の額		所得金額調整控除額		5人目以降の控除対象扶養親族等の個人番号	
(フリガナ)		ブンキョウ ハナコ		区分		(フリガナ)		区分	
氏名		文京 花子		10		氏名			
個人番号		098765432109				個人番号			
(フリガナ)		ブンキョウ タロウ		区分		(フリガナ)		区分	
氏名		文京 太郎		11		氏名			
個人番号		091234567890				個人番号			

(3) 個人別明細書⑤

同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く)が
障害者である場合の記載

障害者種別、人数を
記載してください。

個人別明細書	(源泉)控除対象配偶者の有無等		配偶者(特別)控除の額		控除対象扶養親族等の数(配偶者を除く。)						16歳未満扶養親族の数	障害者の数(本人を除く。)		非居住者である親族の数
	有	従有	老人		特 定	老 人	そ の 他	特 親			特 別	そ の 他		
				千 円	人 従人	内 人 従人	人 従人	人 従人			内 人	人	人	
											1	1		
5+	特定親族特別控除				の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額					
		千 円				千 円		千 円						
「○」の記載は不要です。														
文京 花子 (同配)														
生命保険料の金額の内訳	新生命保険料の金額	円	旧生命保険料の金額	円	介護医療保険料の金額	円	新個人年金保険料の金額	円	旧個人年金保険料の金額	円				
住宅借入金等特別控除の額の内訳	住宅借入金等特別控除適用数		居住開始年月日(1回目)	年 月 日	住宅借入金等特別控除可能額	円	居住開始年月日(2回目)	年 月 日	住宅借入金等特別控除可能額	円				
(フリガナ)				区分		配偶者の合計所得	円	国民年金保険料等の金額	円	旧長期損害保険料の金額	円			
氏名														
個人番号								基礎控除の額	円	所得金額調整控除額	円	150,000		

摘要欄に、「氏名(同配)」と記載してください。

(源泉・特別)控除対象配偶者欄への記載は不要です。

(3) 個人別明細書⑥

退職手当のある被扶養者がいる場合の記載

(摘要)	
(退) 文京一郎 長男 H8.1.1生 大阪府〇〇 特別障害者	

生命保険料 の金額の 内訳	新生命 保険料 の金額	円	旧生命 保険料	円	介護医療 保険料	円	新個人年金 保険料	円	旧個人年金 保険料	円
住宅借入金 等特別控除 の額の内訳	住宅 等特 別 可 控除 の 額		円		円		円		円	
(源泉・特別 控除対象 配偶者)	(フリガナ) 氏 個人番号									
控除対象扶養親族等	(フリガナ) 1 氏名 個人番号									
	(フリガナ) 2 氏名 個人番号									
	(フリガナ) 3 氏名 個人番号									
	(フリガナ) 4 氏名 個人番号									

摘要欄に「(退) 氏名・続柄・生年月日・住所」を記載してください。

また、**障害者・特別障害者・非居住・寡婦・ひとり親等**に該当する場合は、住所の後ろにその旨を記載してください。

摘要欄に記載する方は、あくまで、所得税では控除が取れないが、住民税では取れる方です。
どちらも控除に取れる方は昨年同様に扶養欄に記載してください。

摘要欄に記載した被扶養者のマイナンバーは、「5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」欄に記載してください。

複数ある場合は、摘要欄の氏名との対応関係が分かるようにしてください。

5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号
987654321000

書(個人別明細書)

摘要欄に、

- ※他の支払者が複数ある場合は、必ず**それぞれの支払者の給与等の金額**を明記してください。

種	別	支 払 金 額		給与所得控除(調整書)
給与		内 14,000,000	千 円	12,05
(源泉)控除対象配偶者の有無等	配 偶 者 (特 別) 控 除 の 額	控除対象扶養親族(配偶者)		
老人		特 定	老 人	
有	従有	千	円	人
特定親族特別控除の額		社会保険料等の金額		生命保
		千	円	千
		832,635	71,55	
(摘要)				
A (株)	R7.3.31退職	支払金額 1,000,000円		
B (株)	R7.8.31退職	支払金額 5,986,000円 社会保険料 544,726円 源泉徴収税額 90,800円		
生命保険料 の金額の内訳	新生命 保険料 の金額	円	旧生命 保険料 の金額	円
			介護医療 保険料 の金額	円
			新個人年金 保険料 の金額	円
			旧個人年金 保険料 の金額	円

・他の支払者の氏名又は名称
・他の支払者の元を退職した年月日
・給与等の金額
を記載してください。

※他の支払者が複数ある場合は、必ず**それぞれの支払者の給与等の金額**を明記してください。

(3) 個人別明細書⑧

住宅借入金等特別控除の記載

書(個人別明細書)

種別	支払金額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
給与	内 千 円 5,870,000	千 円 4,254,400	千 円 2,326,110	内 千 円 0
(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族等の数 (配偶者を除く。)	16歳未満扶養親族の数	障害者の数 (本人を除く。)
老人	控除の額	特定 老人 その他 特別	の数	特別 その他
有 従有	千 円 380,000	人 従人 内	人	人 人
○				
特定親族特別控除の額	社会保険料等の金額	控除額	住宅借入金等特別控除の額	
千 円 内	千 円 内		千 円 内	
	836,100		96,400	
(摘要)				
居住開始年月日が、平成26年4月1日以降で特定取得に該当する場合は(特)、令和元年10月1日以降で特別特定取得に該当する場合は(特特)、令和4年1月1日以降で特例特別特例取得に該当する場合は(特特特)と控除区分の後ろに付記してください。				
住宅借入金等特別控除の額の内訳	住宅借入金等特別控除適用数	居住開始年月日(1回目)	住宅借入金等特別控除区分(1回目)	住宅借入金等特別控除可能額
	2	30 5 20	住(特)	11,500,000
	住宅借入金等特別控除可能額	居住開始年月日(2回目)	住	住宅借入金等年末残高(2回目)
	178,000	6 5 20		9,000,000

年末調整で控除しきれない場合、(源泉徴収税0円)源泉徴収簿の③から転記してください。

源泉徴収簿の②か③のいずれか小さい金額を記載してください。

(3) 個人別明細書⑨

非居住者・青色専従者の場合

51	特定親族特別控除の額		社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額	
	千	円	千	円	千	円	千	円	千	円
			832,635		71,550		45,000		136,700	
(摘要)										
非居住 R6.10.1~R8.12.31 アメリカ合衆国にて勤務										青専

就労や就学のため、概ね1年以上国外転出しており、令和8年1月1日現在、**国外に居住**している場合、課税対象外となります。
摘要欄に**非居住**である旨と、国外勤務（就学）期間、勤務（就学）先の国名を記載してください。

青色専従者の場合、摘要欄に「青専」と記載してください。

(3) 個人別明細書⑩

控除対象扶養親族が非居住者の場合

控除	1	(フリガナ)	ブンキョウ イチロウ	区分	01	5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号
		氏名	文京 一郎			
		個人番号	0 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9			
	2	(フリガナ)		区分		
		氏名				

次表の分類に応じて区分を記載してください。

控除対象扶養親族の分類	記載方法
居住者	00※1
非居住者(30歳未満又は70歳以上)	01
非居住者(30歳以上70歳未満、留学生※2)	02
非居住者(30歳以上70歳未満、障害者)	03
非居住者(30歳以上70歳未満、38万円以上送金※3)	04

- ※1 給与支払報告書を紙面で提出する場合は、空欄としてください。
- ※2 「留学生」とは、留学により国内に住所及び居所を有しなくなった方をいいます。
- ※3 「38万円以上送金」とは、扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている方をいいます。
- ※4 30歳以上70歳未満の非居住者が02～04の複数に該当する場合は、いずれかひとつを記載してください。

5 給与所得者異動届出書について

御注意
4 3 2 1
「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。
「給与の支払を受ける者」の欄に「1」と記入する者、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、「異動後の未徴収税額の徴収方法」の枠内に「1」と記入するとともに、「1. 特別徴収継続の場合」に必要事項を記載することが義務づけられています。

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

年度	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
令和 年 月 日提出			
市区町村長殿			
給与支払者 (特別徴収義務者)			
所在地			
フリガナ			
氏名又は名称			
個人番号 又は法人番号			
特別徴収義務者 指定番号			
宛名番号			
担連 当 者			
給与所得者			
フリガナ			
氏名			
生年月日			
個人番号			
受給者番号			
1月1日 現在の住所			
異動後の 住所			
(ア) 特別徴収税額 (年税額)			
(イ) 徴収済額			
(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)			
異動 年月日			
異動			
1. 退職 2. 休職 3. 転勤 4. 死亡 5. 合併 6. 事業 7. その他			
1. 特別徴収継続の場合			
特別徴収義務者 指定番号			
所在地			
フリガナ			
氏名又は名称			
法人番号			
所 属			
氏名			
電話			
内線 ()			
2. 一括徴収の場合			
理由			
1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため			
2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため			
徴収予定日			
徴収予定額 (上記(ウ)と同額)			
納入します。			
3. 普通徴収の場合			
理由			
1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため			
2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため			
3. 死亡による退職であるため			
市区町村記入欄			

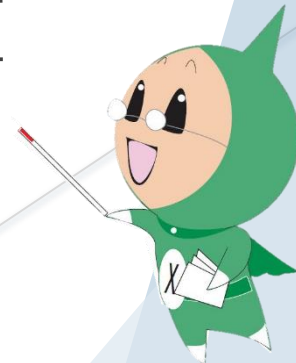
- ◆ 令和8年度給与支払報告書を提出した後に、**退職・休職・転勤等**をされた従業員がいる場合、必要事項を記載の上、お早めにご提出ください。
- ◆ 従業員が令和7年中に転居している（令和7年度と令和8年度で課税地が異なる）場合は、**それぞれの区市町村へ提出が必要**です。

6 文京区からのお願い①

- ◆ **フリガナ・生年月日**を忘れずに記載してください。記載が漏れていると、事業所へお問い合わせをさせていただく場合があります。
- ◆ **個人番号**は必ず記載してください。なお、本人の強い拒否や、退職者で連絡がつかない等の事情で収集が難しいときは、未記入でも構いませんが、事業所へ詳細をお伺いする場合があります。
- ◆ 提出時に、給与支払報告書に穴を開けて紐で綴ることはご遠慮ください。

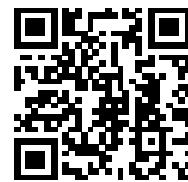
6 文京区からのお願い②

- ◆ 普通徴収切替理由書の添付・記載漏れ、個人別明細書摘要欄への符号の記載漏れがあると、特別徴収で通知をする場合があります。また、理由書が添付されていても、個人別明細書への符号の記載がないと普通徴収該当者を特定できませんので、必ず提出前に漏れがないかご確認ください。
- ◆ 前職分がある場合は必ず記載してください。記載していない場合は前職分が二重加算され、誤った収入で住民税が計算されてしまいます。



7 e L T A Xによる電子申告について

- ◆ 給与支払報告書を受給者ごとの区市町村に仕分けする必要がなく、インターネットで一括送信できます。また、事業所名称・所在地の変更、異動届の提出なども可能です。
- ◆ 基準年（前々年）における給与所得の源泉徴収票の税務署へ提出すべき枚数が100枚以上のときは、e L T A X等による給与支払報告書の提出が義務付けられています。
- ◆ e L T A Xで給与支払報告書を提出する場合、同時に源泉徴収票を税務署に提出することができます。詳しくはe L T A Xホームページ、国税庁ホームページをご覧ください。



<https://www.eltax.lta.go.jp/>

8 特別徴収税額通知の電子化

- ◆ 文京区では、法的効力のある電子署名を付与した特別徴収税額通知（電子正本通知）を、e L T A Xで提供しております。e L T A Xで給与支払報告書を提出する際に、特別徴収税額通知の受取方法で**電子データを選択**してください。

※納税義務者用の電子データを希望する場合は、受給者番号の入力が必須となります。

- ◆ 電子データでの通知が正本となるため、電子的に給与システム等に課税額を取り込むことができます。
- ◆ e L T A Xの地方税共通納税システムを活用すると、金融機関に向くことなく、複数の地方自治体への支払操作が完了するため、納付事務の負担が軽減されます。